

平成27年1月29日

各県立学校長様

保健体育課長

学校保健安全法施行規則の一部改正等について（依頼）

のことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長から依頼がありました。

については、改正の趣旨及び概要を確認いただき、貴校関係職員に周知いただくとともに、感染症に対する適正な対応等が図られるよう願います。

記

1 送付文書

- (1) (鑑) 学校保健安全法施行規則の一部改正等について（依頼）【本依頼文書】
- (2) (写) 学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

(3) 【別添資料】学校保健安全法施行規則の一部改正等

※(3)の【別添資料】はファイルの容量が大きいため、下記のD*BOXアドレスからダウンロードをお願いいたします。

<http://ss110035/dbox/view/index.asp?INFO=TVN3eE9ESXNhelF4TWpBeE1BPT0%3D>

2 概 要

- (1) 学校において予防すべき感染症について、第一種の感染症に中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを加えたこと。
- (2) 第一号様式（就学時健康診断票）の予防接種の欄に、水痘の予防接種を加えたこと。
- (3) 施行期日を、感染症に係る改正規定は平成27年1月21日、就学時健康診断票に係る改正規定は平成27年4月1日としたこと。

事務担当 保健体育課 健康教育班

松山 光徳

TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023

平成27年1月29日

各市町等教育委員会事務局
学校保健担当主管課長様

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

学校保健安全法施行規則の一部改正等について（依頼）
このことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長から
依頼がありました。
つきましては、改正の趣旨及び概要を確認いただき、貴教育委員会所管の各小
中学校にご周知いただくとともに、感染症及び就学時健康診断の適正な対応等が
図られるようお願いします。

記

1 送付文書

- (1) (鑑) 学校保健安全法施行規則の一部改正等について（依頼）【本依頼文書】
- (2) (写) 学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）
- (3) 【別添資料】学校保健安全法施行規則の一部改正等

2 概 要

- (1) 学校において予防すべき感染症について、第一種の感染症に中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを加えたこと。
- (2) 第一号様式（就学時健康診断票）の予防接種の欄に、水痘の予防接種を加えたこと。
- (3) 施行期日を、感染症に係る改正規定は平成27年1月21日、就学時健康診断票に係る改正規定は平成27年4月1日としたこと。

3 その他

第一号様式（就学時健康診断票）は、文部科学省ホームページの下記のアドレスから入手できますので、ご活用ください。

URL:http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afield_file/2015/01/20/1292844_2_1.pdf

事務担当 三重県教育委員会事務局 保健体育課
健康教育班 松山 光徳
TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023
E-mail : hotai@pref.mie.jp

写

26文科ス第523号
平成27年1月21日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公人



(印影印刷)

学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添1のとおり学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第1号）が平成27年1月20日に公布され、学校で予防すべき感染症に係る改正規定については同1月21日に、第一号様式（就学時健康診断票）に係る規定については平成27年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、改正の目的等に照らし、学校における感染症の予防及び就学時健康診断が適正に実施されるようお願いします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

I 改正の趣旨

昨年成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）において、新興感染症が世界において発生している状況を踏まえ、感染症の分類が見直されたことに伴い、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の種類について所要の改正を行うものであること。

また、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第247号）において、新たに定期予防接種の対象が追加されることから、第一号様式（就学時健康診断票）についても所要の改正を行うこととすること。

II 改正の概要

- 1 学校において予防すべき感染症（第18条、第19条関係）
学校において予防すべき感染症について、第一種の感染症に新たに中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを加え、その他所要の改正を行ったこと。
- 2 就学時健康診断票（第一号様式関係）
予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年10月1日より施行されたことを受けて、第一号様式（就学時健康診断票）の予防接種の欄に、水痘の予防接種を加えたこと。
- 3 施行期日（附則関係）
改正後の規定の施行期日を、学校において予防すべき感染症に係る改正規定については平成27年1月21日、就学時健康診断票に係る改正規定については平成27年4月1日としたこと。

III その他

- 1 学校において予防すべき感染症に係る留意事項
特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）により、現時点でH5N1及びH7N9とされていること。
また、当該政令において、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）は廃止されること。
- 2 就学時健康診断票に係る留意事項
改正後の第一号様式（就学時健康診断票）は別添2のとおりであるため、市長村教育委員会におかれでは、平成27年度以降の就学時健康診断で活用されたいこと。
なお、改正後の第一号様式は文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/20/1292844_2_1.pdf）からも入手できるため、適宜参照されたいこと。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課企画調整係
TEL : 03-5253-4111 (内線4950)
FAX : 03-6734-3794
e-mail : gakkoken@mext.go.jp

○文部科学省令第1号
学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条並びに学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第六百七十四号)第四条第一項及び第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年一月一日

文部科学大臣
國務大臣 山口 俊一

原・中脇信子	予 防 接種	ボリオ BCG 3種混合(百日咳、ジフテル 麻疹) I期・II期 風しん I期・II期 日本脳炎
リア・破傷風) Hib 脑炎球菌	心	予 防 接種 ボリオ BCG 3種混合(百日咳、ジフテル 麻疹) I期・II期 風しん I期・II期 日本脳炎 水痘

第十八条第一項第一号中「コロナウイルス風」を「ベータコロナウイルス風」に改め、「限る。」を下に「東洋呼吸器疾患群(感原体がベータコロナウイルス風EME-B型コロナウイルス風)」に加え、「限る。」と並べ、「感原体がインフルエンザウイルス風インフルエンザウイルスであるものに限る。次号及び第十九条第一項第一号に於て「鳥インフルエンザ(丘五ニ)」といふ」を「特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四号)第六条第三項第六号に規定する特定病インフルエンザをいふ。次号及び第十九条第一号に於て「同じ」とある。」と改め、同項第一号中「鳥インフルエンザ(丘五ニ)」を「特定鳥インフルエンザ(流行性耳下腺炎)」に、「照葉結膜熱」を「咽頭結膜熱」に改め、同条第一項中(平成十年法律第百四号)を削る。

第十九条第二号イ中「鳥インフルエンザ(丘五ニ)」を「特定鳥インフルエンザ(流行性耳下腺炎)」に改め、同号二中「頭下腺」を「顎下腺」に改める。

接種部位	予防接種	ボリオ	BCG	3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)	3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)
脛・膝 Hib	●	麻疹I期・II期	風疹I期・II期	日本脳炎	日本脳炎
ジフテリア、破傷風 Hib	●	ボリオ 水痘	BCG	3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)	3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)

附 則
この省令は、平成二十七年一月二十一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 工ボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白腫炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARS-CoV-2）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERS-CoV）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第一号において同じ。）
- 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び膿膜炎菌性膿膜炎

三 （略）

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 （略）

- 二 第二種の感染症（結核及び膿膜炎菌性膿膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 工ボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白腫炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARS-CoV-2）、中東呼吸器症候群（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型が「H5N1」であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」といふ。）

三 （略）

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 （略）

- 二 第二種の感染症（結核及び膿膜炎菌性膿膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフ

等感染症を除く。) であつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児であれば、三日)を経過するが。

口・乙 (略)
11 流行性耳下腺炎(ウツリイハヌイ)、耳下腺、頸下腺又は咽下腺の腫脹(スブイ)が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるが。
ホーム (略)
III～IV (略)

第一号様式

就学時健康診断票

(略)	
予 防 接 種	
ボリオ BCG 3種混合 (百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻疹んI期・II期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌 水痘	
(略)	

第二号様式

就学時健康診断票

(略)	
予 防 接 種	
ボリオ BCG 3種混合 (百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻疹んI期・II期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌	
(略)	

第1号様式(用紙 日本工業規格A4紙型)(第4条関係)

就学時健康診断票

					健 康 診 断 年 月 日
就学予定者	氏 名	性 別	男 女	保 護 者 現 住 所	氏 名
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 齢		就 学 予 定 の 係 現 住 所
主な既往症					
ポリオ BCG 3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻しんⅠ期・Ⅱ期 風しんⅠ期・Ⅱ期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌 水痘					
栄養状態	栄養不良	耳 鼻 咽 頭 疾 患			
	肥満傾向				
聴	柱	皮 滋 疾 患			
	胸郭				
視 力	右	()	齶 歯 数	乳 歯	處置
	左	()		永久歯	未処置
聴 力	右			永久歯	未処置
	左			その他の歯の疾病及び異常	
眼の疾病及び異常		口腔の疾病及び異常			
その他の疾病及び異常					
担当医師所見					
担当歯科医師所見					
事後措置	治療勧告				
	就学に関し保健上必要な助言				
	その他				
備考					

教育委員会名

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状態」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
- 5 「^特脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸部」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をかつての左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これをかつて内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による。）を聽取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉疾患」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等歯冠修復によって歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが齲歯の再発等によって処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」 不正咬合（機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患（歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師が必要と認める所見を記入し、及び押印する。
- 14 「事後措置」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に關し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に關し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾病等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令を「」に公布する。

第一條中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」といふ）」を「法」に改め、同条を第二条の二として、同条の前に次の一項を加える。
（特定鳥インフルエンザの病原体の血清並列型）

政令第一号

平成二十七年一月九日

第二条の前に次の二条を加える。

二一四

第二条の前に次の二条を加える。

(三) 病原体の細菌が毒性を有する薬剤

「お前は我らの深君である。」
「オフロキサシン、ガチフロキサシン、シ
ガロフロキサシン、スマルフロキサシン、

モキシフロキサシン又はレボフロキサシン
アミカシン、カナマイシン又はカブフレオ
マイシン

第二条の次に次の二条を加える。

第二条の二 法第六条第一二三項第一号の政令
又A属インフルエンザウイルスの血清型

で定める血清型は、次に掲げるものとする。

第三号中第一号を削り、第二号を第一号に
第三号を第二号とする。

(疑似症患者を患者とみなす感染症)
第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感

二 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータ

コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

三 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルスMERS-CoVナウイルスであるとの観測。）

